

## 西予市特産品認知度向上プロジェクト業務プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

西予市では、生産年齢人口の減少と市外への人口流出が課題であり、将来的な地域経済の縮小を食い止めるための対策が必要不可欠である。

本業務は、西予市が誇る特産品 PR を主業務として実施し、地域住民との共同による産品開発、メディア等を介した情報発信及び都市圏への PR を連動させることで、西予市及び西予市特産品の認知度向上と関係人口の創出を図る。また、「第2期西予市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく基本目標達成へ寄与することを目的とする。

### 2 委託業務の概要

#### (1) 業務名

西予市特産品認知度向上プロジェクト業務

#### (2) 業務内容

別紙「西予市特産品認知度向上プロジェクト業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

#### (3) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月25日（木）まで

#### (4) 履行場所

西予市役所（愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目 434 番地 1）

#### (5) 委託業務見積限度額

12,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

### 3 選定方法

公募型プロポーザル方式により選定する。

### 4 参加資格要件

(1) 本プロポーザルに参加できる者は、本募集要項の公告日から受託候補者選定までの間において、次のすべての要件を満たす者とする。

①法人格を有している者であること。

②日本国内での同種又は類似業務の実績を1件以上有すること。

③地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

④西予市から指名停止の措置を受けている期間が、本業務委託の契約締結の日までの期間でないこと。

- ⑤会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続きの開始申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- ⑥国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員が経営に関与していない者であること。
- ⑧令和8年度西予市競争入札参加資格審査において、営業種目「企画・広告・イベント」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること、又は当該競争入札参加資格を有していない者で令和8年5月15日（金）までに資格審査の申請を行い、後記6（1）①の参加申込書を提出するまでに当該資格を有すると認定された者であること。
- ⑨本業務の遂行に必要な業務経験等を有した者を配置又は従事させることができる者であること。

## 5 実施要領・仕様書等に関する質問・回答・公表

本要領及び仕様書の内容に質問がある場合は、質問書（様式第1号）を提出すること。

### （1）提出期間

令和8年5月8日（金）午後5時まで

### （2）提出方法

題名を「西予市特産品認知度向上プロジェクト業務質問（業者名）」とし、電子メールにて提出し、送信後に電話にて受信確認を行うこと。電子メール以外での質問（電話や来庁等による口頭での質問）については回答しない。

E-mail : furusatonozei@city.seiyo.ehime.jp

### （3）提出先

西予市産業部経済振興課ふるさと納税推進室

### （4）回答方法

回答は、すべての質問を取りまとめた上で、令和8年5月11日（月）午後5時までにすべての参加事業者へ電子メールにて回答するほか、西予市ホームページへ掲載する。なお、質問書を提出した事業者名は公表しない。

## 6 参加申込書の提出

- （1）本プロポーザルに参加を申込する者（以下「参加申込者」という。）

は、次のとおり必要書類を提出すること。

- ① 参加申込書（様式第2号）
- ② 事業者概要（様式第3号）
- ③ 業務実績書（様式第4号）
- ④ 実施体制調書（様式第5号）

(2) 提出期限

令和8年5月15日（金）午後5時まで

(3) 提出方法

持参（平日の午前9時から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限るものとし、提出期限までに必着のこと。）に限る。

(4) 提出先

西予市産業部経済振興課ふるさと納税推進室

(5) 提出部数

正本1部

(6) 参加申込書の提出後に、企画提案書等の提出を辞退する場合は、参加辞退届（様式第6号）を提出すること。

## 7 企画提案書等の提出

(1) 前記6の参加申込者は、次のとおり必要書類を提出すること。

- ① 企画提案書（任意様式）
- ② 実施スケジュール（任意様式）
- ③ 見積書（様式第7号）

(2) 企画提案書には、次の内容を示すこと。

- ① 業務の実施方針
- ② 業務の実施体制
- ③ 資金調達の金額に応じた実施計画

(3) 提出期限

令和8年5月22日（金）午後5時まで

(4) 提出方法

持参（平日の午前9時から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限るものとし、提出期限までに必着のこと。）に限る。

(5) 提出先

西予市産業部経済振興課ふるさと納税推進室

(6) 提出部数

正本1部 副本6部 電子媒体（CD-R等）1部

(7) 注意事項

企画提案書及び電子媒体には、業者名・担当者氏名等、提案者が特定できる情報を記載しないこと。

## 8 プレゼンテーションの実施

企画提案書を提出し、参加承認を受けた者（以下「参加者」という。）によるプレゼンテーションを次のとおり実施する。

- (1) 実施日時  
令和8年5月28日（木）午後1時30分から（予定）
- (2) 実施場所  
西予市役所5階大会議室1（予定）
- (3) 実施時間  
1者あたり40分（プレゼンテーション20分、質疑応答20分）とする。なお、準備及び片付け等の時間は含まない。
- (4) 出席者  
1者につき3名以内とする。
- (5) その他
  - ①参加者が多数の場合は、実施時間の短縮、又は書類審査により事前にプレゼンテーションに参加できる者を選定する場合がある。
  - ②投影用の液晶モニターとケーブル等は本市が準備するが、パソコンその他必要な機器等（インターネット環境を含む）は参加者が準備すること。
  - ③プレゼンテーションは非公開で行うものとする。
  - ④日時、場所等の詳細については、別途通知する。
  - ⑤社名が特定できるような名札等を身に着けないようにし、社名への言及や配布資料及び投影する資料等に社名が特定できるロゴ等を出さないようにすること。

## 9 受託候補者の選定

企画提案書等の提出書類、プレゼンテーションに基づき、次のとおり審査を行う。

- (1) 審査基準  
別紙「西予市特産品認知度向上プロジェクト業務 選定評価基準」のとおり
- (2) 審査方法  
西予市特産品認知度向上プロジェクト業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）において評価及び審査を行う。

(3) 選定方法

- ① 委員会は、提出書類、プレゼンテーションの内容より評価基準に基づき評価し、評価点が最も高い者（以下「最高得点者」という。）を受託候補者とする。
- ② 最高得点者が複数の場合は、そのうち評価基準の評価項目「2. 企画提案内容」の採点が最も高い者を受託候補者として1者選定する。
- ③ ①②の者が複数の場合は、くじ引きにより受託候補者を1者選定する。
- ④ 本市と受託候補者は、随意契約による委託契約の締結に向けた交渉を行う。その結果、本市と受託候補者との間で合意に至らなかった場合、又は後記11の失格事項に該当することが判明した場合は、次に評価点が高い者を受託候補者として選定する。

(4) 選定結果

令和8年5月29日（金）（予定）までに提案者全員に電子メールで通知するとともに、受託候補者にはあわせて電話で通知する。

(5) その他

- ① 委員会は非公開とし、選考結果に対する異議申し立ては受理しない。
- ② 前記8の参加者が1者の場合は、プレゼンテーションを実施し、委員会における評価及び審査によって、受託候補者として選定することがある。
- ③ 受託先事業者については、西予市ホームページで公表する予定

10 スケジュール（予定）

(1) 公募型プロポーザルの公告	令和8年4月24日から5月22日
(2) 参加意思確認	令和8年4月24日から5月15日 (午後5時まで)
(3) 募集要領等に関する質問の受付	令和8年4月24日から5月8日 (午後5時まで)
(4) 質問の回答	令和8年5月11日までに電子メールにて回答
(5) 企画提案書の提出	令和8年4月24日から5月22日 (午後5時まで)
(6) プレゼンテーション ヒアリング審査	令和8年5月28日の午後1時30分 から実施予定 正式文書は令和8年5月25日 までに電子メールで連絡
(7) 選定結果の通知	令和8年5月29日までに電子メー

	ルにて連絡
(8) 契約締結	通知後速やかに締結予定

## 11 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 前記4の参加資格要件を満たさなくなった場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 見積書の金額が、委託業務見積限度額を超えている場合。
- (4) 本要領に違反した場合。
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (6) 正当な理由なくプレゼンテーションを欠席した場合。
- (7) その他、委員会が失格と認める違反行為若しくは著しく信義に反する行為があった場合。

## 12 留意事項

- (1) 本要領に基づく参加申込書、企画提案書の作成及び提出、ヒアリング等に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類等の提出後の変更、差し替え等は認めない。ただし、当市が要請又は指示した場合には、当該内容に基づく資料等の提出に応じること。
- (3) プレゼンテーションは、提出した企画提案書等を基に行うものとし、追加提案や追加資料の提出及び配布は認めない。これらのことを十分に理解した上で企画提案書等を作成し、分かりやすい説明を行うこと。
- (4) 提出書類等は、本要領に基づく事業者選定にのみ使用することとし、返却はしない。
- (5) 本市が本プロポーザルの報告等に必要な場合は、提出書類等を公表又はその内容を無償で使うことがある。また、情報公開請求があった場合には、西予市情報公開条例（平成16年西予市条例第10号）に基づき、提出書類等を開示することがある。
- (6) 受託候補者との協議、仕様書の修正等に基づき、本要領に基づき提出した見積金額が契約額とはならないことがある。
- (7) 本要領に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同法施行令、西予市契約規則（平成25年西予市規則第13号）の定めるところによる。

## 13 担当部局（提出先・問い合わせ先）

〒797-8501 愛媛県西予市宇和町卯之町三丁目 434 番地 1

西予市産業部経済振興課 ふるさと納税推進室

TEL : 0894-62-6408

E-mail : [furusatonozei@city.seiyo.ehime.jp](mailto:furusatonozei@city.seiyo.ehime.jp)